

技能实习信息	技能実習情報
<p style="text-align: center;">— “母语咨询”中常见的咨询内容和为了防止纠纷的注意点 —</p> <p>JITCO设置母语咨询窗口, 接受来自各位技能实习生・研修生的疑问或烦恼等咨询, 这已众所周知。 从最近咨询中选出并介绍特别多的咨询的回答以及应注意的地方, 供作参考。</p> <p>Q-1：关于技能实习生的时间外津贴(加班费) A-1：当技能实习生超出法定的劳动时间, 在时间外或者休息日进行了劳动的时候, 对于那段劳动时间, 根据劳动基准法要支付增额工资。雇主必须支付增额工资, 时间外劳动是 25%以上, 假日劳动是35%以上。 实际的增额工资的金额、以及成为支付增额工资的时间外以及休息日的劳动时间, 在劳动条件通知书以及各实习实施机构(企业等)的就业规则等里有规定。在各位技能实习生之中有不明白的地方, 请试着向实习实施机构的指导员或者监督管理团体的咨询员确认一下。</p> <p>Q-2：关于从工资中扣除的法定外扣除费(住宅费・煤气水电费等) A-2：包括技能实习生, 在企业等工作的劳动者, 作为法定内扣除, 要从每月的工资中扣除健康保险费、厚生年金保险费(根据企业还有厚生年金基金保险费)、雇佣保险费、所得税, 根据企业还要扣除根据法令等规定的费率计算出的居民税。 然后, 对于大多数的技能实习生, 作为法定外扣除经费项目, 基于劳资双方协定, 扣除住房费・煤气水电费的趣旨都明确记载在雇用(劳动)合同书・雇用条件通知书上。关于这些费用项目的扣除金额, 与法定扣除不同, 对于在雇用合同书以及劳动条件通知书里所明确记载的金额, 是由雇主与技能实习生达成协议而决定。 各位技能实习生, 在缔结以及更新雇用合同的时候, 实习实施机构会出具劳动条件通知书, 因此就月薪或者计时工资、上班时间、休息、假日、法定扣除以及法定外扣除的金额, 一定要确认, 如有疑问, 请在雇用合同书上签名之前提问。</p> <p>Q-3：关于取得有薪休假 A-3：因为有薪休假是法律上承认的劳动者的权利, 所</p>	<p style="text-align: center;">— 「母国語相談」によくある相談とトラブル防止のための留意点 —</p> <p>JITCOでは、母国語相談窓口を設置し、技能実習生・研修生の皆さんからの疑問や悩みなどの相談に応じていることは、既にご承知のとおりです。 最近寄せられた相談の中から、特に多い相談の回答及び留意すべき点を紹介しますので参考にしてください。</p> <p>Q-1：技能実習生の時間外手当(残業代)について A-1：技能実習生が法定の労働時間を超えて、時間外又は休日に労働を行った場合には、その労働時間について労働基準法に基づき割増賃金が支払われます。時間外労働については25%以上、休日労働については35%以上の割増賃金を使用者は支給しなければなりません。 実際の割増賃金の額や、割増賃金の支給対象となる時間外及び休日の労働時間は、労働条件通知書や各実習実施機関(企業等)の就業規則等で定められています。技能実習生の皆さんの中で不明点がある方は、実習実施機関の指導員や監理団体の相談員に一度確認をしてみてください。</p> <p>Q-2：賃金からの法定外控除(住居費、水道光熱費等)について A-2：技能実習生を含む企業等で働く労働者は、毎月の給料から法定控除として、健康保険料、厚生年金保険料(企業によっては更に厚生年金基金保険料)、雇用保険料、所得税、企業によっては住民税が、法令等の定める料率により計算され控除されます。 さらに、大多数の技能実習生には、法定外控除費目として、労使協定に基づいて住居費・水道光熱費が控除される旨が雇用(労働)契約書・雇用条件通知書に明記されています。これらの費目に関する控除金額は、法定控除とは異なり、雇用契約書や労働条件通知書に明記された金額に対して雇用者と技能実習生の合意によって決定されます。 技能実習生の皆さんは、雇用契約の締結や更新の時には、実習実施機関より、労働条件通知書が交付されますので、月給又は時給、就業時間、休憩、休日、法定控除及び法定外控除の金額について、必ず確認し、疑問がある場合は、雇用契約書に署名する前に質問をしてください。</p> <p>Q-3：有給休暇の取得について A-3：有給休暇は、法律上認められている労働者の権利</p>

以、按照实习实施机构所规定的手续,各位能取得。但是,实习实施机构也就业务上的预定等正当理由的情况下,能要求劳动者更改取得有薪休假的时间,因此、并不是各位技能实习生单方面要求就行的,要事前与指导员等商量,决定取得日。

入境日本以后马上进行的讲习结束后,从技能实习开始日起过了6个月的时候,该期间的出勤率是80%以上的话,法律上规定给予一年10天的有薪休假,之后也根据工作年数给予休假。

各位技能实习生,不仅是带薪休假,而且关于年底年初的休假、夏季休假等特别休假,有不明白事项时,不妨向指导员提出、要求进行说明。

Q-4: 关于人权保护

A-4: 根据法务省入国管理局的《关于技能实习生的入国・在留管理的指针》,单方面地禁止技能实习生外出或者与来客会面、禁止持有手机而难以与亲属或者朋友等联系,作为不正当管理,列为不正当行为认定等对象。

另外,关于护照・银行存折・外国人登录证明书等由监督管理团体或者实习实施机构保管,假定即使是技能实习生或者研修生的要求,也规定监督管理团体或者实习实施机构不应保管。

Q-5: 关于加入国民年金・厚生年金、请求退出补助费

A-5: 居住在日本(已进行外国人登录)20岁以上的技能实习生,有义务参加国民年金。法人事业者或者通常雇用职工5人以上的个人事业者的技能实习生,原则上要参加厚生年金保险。这种情况,必须从每月的工资缴纳厚生年金保险费(连同健康保险费)。

然后,技能实习生结束技能实习回国以后,如果符合缴纳年金保险费6个月以上等诸条件的话,就能请求退出补助费。

因为各位技能实习生必须自己办理请求退出补助费手续,所以请在回国前一定要向监督管理团体或者实习实施机构索取有关请求退出补助费的资料及年金手册等。关于具体的请求退出补助费的手续,请要求监督管理团体或者实习实施机构的负责人给予说明,不要有不明白的事项。

ですから、実習実施機関が定める所定の手続きに従い取得をすることができます。ただし、実習実施機関にも業務上の予定等正当な理由がある場合には、取得時季の変更を労働者に求めることができますので、技能実習生の皆さんは一方的に取得を主張するのではなく、事前に指導員等と協議して取得日を決定してください。

日本入国直後の講習が終了し、技能実習が開始した日から6ヶ月経過した時点で、その期間の出勤率が80%以上あれば、法律上10日間の有給休暇が付与され、その後も勤務年数に応じて付与されます。

技能実習生の皆さんは、有給休暇だけでなく、年末年始の休暇、夏季休暇などの特別休暇について不明事項がある場合は、指導員に説明をお願いしてみてください。

Q-4: 人権保護について

A-4: 法務省入国管理局の「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」によると、技能実習生の外出や来客との面会の一方向的な禁止や携帯電話の所持を禁止して親族や友人等との連絡を困難にすることは、不適切な管理として、不正行為認定等の対象としています。

また、旅券・通帳・外国人登録証明書等を監理団体や実習実施機関が預かることについては、仮に技能実習生や研修生からの要望があったとしても監理団体や実習実施機関は預かるべきではないとされています。

技能実習生の皆さんは、旅券や通帳などの貴重品は、自己責任で保管・管理してください。

Q-5: 国民年金・厚生年金の加入、脱退一時金の請求について

A-5: 日本の住所を有する(外国人登録をしている)20歳以上の技能実習生は、国民年金に加入することが義務づけられています。法人事業や常時5人以上の従業員を使用する個人事業者の技能実習生は、原則として厚生年金保険へ加入することとなります。この場合、毎月の給料から厚生年金保険料を(健康保険料とともに)納めなければなりません。

そして、技能実習生が、技能実習を修了して帰国の際に、年金保険料を6ヶ月以上納めていること等の諸条件を満たしていれば、脱退一時金の請求を行うことができます。

技能実習生の皆さんは、脱退一時金請求手続きを、自ら行うことが必要になりますので、帰国前に、監理団体や実習実施機関から脱退一時金の請求に係る資料や年金手帳等を必ず受け取ってください。具体的な手続きについては、監理団体や実習実施機関の担当者に、説明を求め、不明事項が無いようにしてください。